

改正

平成14年5月17日規則第3号
平成15年2月25日規則第1号
平成15年10月7日規則第5号
平成16年8月30日規則第8号
平成17年5月24日規則第5号
平成17年8月26日規則第7号
平成18年9月15日規則第8号
平成19年2月27日規則第2号
平成19年8月29日規則第7号
平成20年3月14日規則第2号
平成20年8月20日規則第7号
平成21年3月27日規則第7号
平成24年5月1日規則第4号
平成27年11月19日規則第3号
平成29年2月9日規則第2号
平成29年7月24日規則第5号
平成31年1月21日規則第2号
令和2年2月26日規則第2号
令和2年7月3日規則第7号

茨城県南水道企業団水道事業給水条例施行規則

茨城県南水道企業団給水条例施行規則（昭和42年企業団規則第1号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第7条—第15条の2）
- 第3章 給水（第16条—第19条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第20条—第30条）
- 第5章 雑則（第31条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定める事を目的とする。

（総代人の届出）

第2条 条例第15条に規定する管理人の届出は、当該関係人の連書をもって行うものとする。管理人の変更があったときも同じ。

（1月の定義）

第3条 条例又はこの規則において、1月とはそれが料金の算定に関するものは条例第24条の定例日から次の定例日までをいい、その他においては、暦月をいう。

第4条 削除

(給水用途の種類)

第5条 条例第4条第1号及び第2号に規定する給水装置の種類は、その用途により、次の基準に従い企業長がこれを定める。

- (1) 「一般用」次号に定めるもの以外に使用するもの
- (2) 「臨時用」工事、消火活動以外の消火栓使用、その他臨時に使用するもの（仮設も含む。）

第6条 削除

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込)

第7条 条例第5条の申込は、給水装置工事申込書に、条例第29条の給水加入金及び条例第30条の手数料を添えて申し込むものとする。

2 条例第5条の申込の承認は、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合とする。

- (1) 企業長の設計審査を受け、当該工事が適切であると認められたとき。
- (2) 企業長が条例第30条に規定する手数料が納付されたことを確認したとき。

3 第1項の申込のうち、次の各号に掲げる要件に該当する給水装置工事については、給配水管設備工事として申し込むものとする。

- (1) 配水管布設を伴う工事
- (2) 開発行為等に伴って配水管に消火栓を設置する工事
- (3) 耐震貯水槽の設置に伴って配水管に改造を加える工事

4 第1項の申込のうち、工事等の臨時用途で短期間使用する場合において、仮設給水装置を設置する場合については、仮設工事として申し込むものとする。

5 第1項から前項までの工事の手續及び施工その他については、別に定める基準によって行うものとする。

(工事申込者の誓約書)

第8条 前条の工事申込に際して、当該工事の施行にあたり、利害関係人があるときは、当該利害人の承諾書を提出しなければならない。

2 前項の承諾書が得られないときは、当該工事に伴う利害関係人の一切の異議は申込者において、その責めに任ずる旨の誓約書をもってこれに代えることができる。

(設計変更等の届出)

第9条 給水装置工事の申込みをした者が、その工事を変更し、中止又は、申込みを取り消そうとするときは、給水装置工事（設計変更・取消）届を企業長に提出しなければならない。

(工事の拒否)

第10条 配水管の敷設していない個所においては、工事の申込みを拒むことがある。ただし、申込者において、企業長の指定する工事費を負担する場合は、その限りではない。

2 前項ただし書の場合、当該配水管の所有権は、負担者の承認を得て、無償で企業団に移管せしむるものとする。

(支分引用者への通知)

第11条 支分引用されている給水管の所有者は、給水装置を変更し、又は撤去しようとするときは、支分引用者に通知しなければならない。ただし、当該給水装置の変更又は、撤去について、あらかじめ支分引用者の承諾を得ている場合は、この限りではない。

(工事費の予納)

第12条 企業長が施行する工事費の予納については、工事費の概算額を、通知した日から10日を経過し、かつ催告を発しても納入しないときは、その工事の申込みは、取り消されたものとみなす。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(第三者の意義についての責任)

第13条 給水装置工事について、当該工事に係る利害関係人その他の者から異議の申立てがあった場合は、工事申込者が一切の責任を負うものとし、企業団はその責めを負わない。

(工事の設計及び施工)

第14条 給水装置の設計及び施工については、別に定める基準によって行うものとする。

(竣工検査)

第14条の2 茨城県南水道企業団指定給水装置工事業業者（以下「指定工事業業者」という。）は、条例第7条第2項に定める竣工検査を受けようとするときは、茨城県南水道企業団指定給水装置工事業業者規程（平成10年企業団訓令第1号）の定めにより手続等をおこなうこと。

(修繕の届出)

第15条 指定工事業業者は給水装置を修繕したときは、直ちに企業長に届出なければならない。

2 前項の規定による届出は、給水装置修繕工事届出書によるものとする。

(修繕工事費用を徴収しない範囲)

第15条の2 条例第20条第2項のただし書による企業長が必要と認め修繕工事費用を徴収しない範囲は、次の各号に掲げる範囲において自然漏水を原因とした修繕工事をおこなうときとする。

- (1) 専用給水装置においては、配水管の取付け口から宅地内メーター手前までの範囲
- (2) 共用給水装置においては、配水管の取付け口から敷地内第一バルブまでの範囲とする。ただし、敷地内第一バルブが設置されていない場合においては、道路境界までの範囲とする。

2 前項に指定した範囲において、メーター補助止水栓の修繕及び交換にかかる費用は、修繕工事費を徴収しない範囲から除く。

第3章 給水

(給水の申込及び使用中止)

第16条 条例第13条に規定する水道の使用を開始しようとするもの、及び条例第18条に規定する使用を中止しようとするものは、その各前日までに企業長に届出なければならない。

第17条 削除

(検査)

第18条 条例第21条に規定する検査の請求は、あらかじめ検査請求書により企業長に請求するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、電話又は、口頭により請求することができる。

2 前項の検査は、請求者立会いのもとにこれを行い、特に要求のない限り、あらためて請求者に対する通知を行わない。

(簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第18条の2 条例第39条第3項の規定による簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置

を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(私設消火栓の封かん)

第18条の3 条例第4条第3号に規定する私設消火栓は、封かんをしなければならない。

(章標)

第19条 水道使用者の門戸には、章標を掲げる。

第4章 料金、加入金及び手数料

第20条 削除

(使用水量の認定)

第21条 条例第25条に規定する使用水量の認定は、前3月間の平均又は前月の使用水量若しくは前年同月における使用水量を基に算定し、これによりがたい場合は、使用人数等を考慮し算定する。

(料金の適用)

第22条 専用給水装置で、2個以上のメーターを付けたときは、各メーターごとに条例第23条の料金を適用する。

(メーターの端数計算)

第23条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、次のメーターの点検日に繰越しして計算する。ただし、メーターの取付け又は取外しのときは、1立方メートル未満の端数は切捨てる。

第24条 削除

(定例日の設定及び変更)

第25条 条例第24条の定例日は、点検戸数、分散度及び点検能力等を考慮して定める。定例日の変更についてもまた同じ。

2 日曜日、休日及び雨天などのため、既定の定例日に点検することが出来ないときは、一時その定例日を変更することができる。

第26条 削除

(概算料金の算定)

第27条 条例第27条に規定する概算料金は、その用途、規模、使用期間、その他の事情を考慮して使用水量を推定し、その料金を定めて算定する。

(加入金の還付)

第28条 条例第29条第3項ただし書きに規定する還付に係る特別の理由及びその金額は、次号の定めるところによる。

(1) 第9条の規定により給水装置工事変更届をした場合は、当該加入金とする。

(加入金の算定)

第29条 条例第29条第1項第4号に規定する加入金の算定に関することは、次のとおりとする。

- (1) 宅地造成等で給水管取出しの場合は、区画及び敷地内へ引き込む給水管の口径とする。
- (2) 改造で、親メーターの検針から各戸メーターの検針に変更する場合は、各戸にメーターを設置する給水管の口径の戸数（共用等を含む。）に条例第29条第1項第1号に規定する給水管の口径に応ずる加入金を乗じた額と既に納入されている加入金の額との差額とする。
- (3) 分岐の給水管とメーター口径が異なる場合は、分岐する給水管の口径とする。
- (4) 各戸にメーターを設置する給水管の口径の戸数（共用等を含む。）に条例第29条第1項第1号に規定する給水管の口径に応ずる加入金を乗じた額が、元止水栓（元バルブ）の口径に応ずる加入金の額に満たない場合は、元止水栓（元バルブ）の口径に応ずる加入金の額とする。

第30条 削除

第5章 雑則

(様式)

第31条 規則施行のため必要な様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 代理人選任届 様式第1号
- (2) 管理人選定届 様式第2号
- (3) 代理人・管理人（住所・氏名）変更届 様式第3号
- (4) 給水装置工事申込書 様式第4号
- (5) 給水装置工事設計図 様式第5号
- (6) 給配水管設備工事申込書 様式第6号
- (7) 給配水管設備工事設計図 様式第7号
- (8) 仮設工事申込書（兼設計書） 様式第8号
- (9) 給水装置工事（設計変更・取消）届 様式第9号
- (10) 給水装置工事申請者変更届 様式第10号
- (11) 過誤納付金還付請求書 様式第11号
- (12) メーター亡失（棄損）届 様式第12号
- (13) 水道給水（開始・休止・廃止・名変）届 様式第13号
- (14) 私設消火栓消防演習使用届 様式第14号
- (15) 消火栓使用届 様式第15号
- (16) 給水装置（水質）検査請求書 様式第16号
- (17) 給水装置（水質）検査結果通知書 様式第17号
- (18) 上下水道使用量・料金のお知らせ 様式第18号
- (19) 水道料金減免申請書 様式第19号
- (20) 給水停止予告状 様式第20号
- (21) 給水停止通知書 様式第21号
- (22) 給水工事許可証 様式第22号
- (23) 給水装置修繕工事届出書 様式第23号
- (24) 章標 様式第24号
- (25) 削除
- (26) 削除
- (27) 上水道料金 変更通知書 様式第27号

(28) 上・下水道料金 預金口座振替依頼書 (自動払込利用申込書) 様式第28号

(29) 上水道 集合住宅等新設届 様式第29号

付 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年5月17日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年2月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成15年10月7日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年8月30日規則第8号)

この規則は、平成16年9月1日から施行する。

付 則 (平成17年5月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年8月26日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

付 則 (平成18年9月15日規則第8号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年2月27日規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年8月29日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年3月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年8月20日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第6号については、平成20年10月分の水道料金から適用する。

付 則 (平成21年3月27日規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年5月1日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年11月19日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成29年2月9日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年7月24日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年1月21日規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年2月26日規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月3日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

付則（令和4年3月10日規則第7号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

代 理 人 選 任 届	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 殿	
給水装置所有者 住所	
氏名 印	
給水装置に関する一切の事項を処理させるため、下記の者を代理人に選定したの で、茨城県南水道企業団給水条例第14条の規定により届けます。	
記	
給水装置の場所	
給水装置の種類	専用給水装置 共用給水装置
代 理 人	住所 氏名 印

様式第2号

管 理 人 選 任 届	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 殿	
給水装置所有者 住所	
氏名 印	
給水装置に関する一切の事項を処理させるため、下記の者を管理人に選定したの で、茨城県南水道企業団給水条例第15条の規定により届けます。	
記	
給水装置の場所	
給水装置の種類	専用給水装置 共用給水装置
管 理 人	住所 氏名 印

様式第3号

代理人・管理人（住所、氏名）変更届

年 月 日

茨城県南水道企業団
企業長 殿

給水装置所有者 住所
氏名 印

下記のとおり変更したいので、茨城県南水道企業団給水条例第18条第2項第4号の規定により届け出ます。

記

給水装置の場所		
給水装置の種類		専用給水装置 共用給水装置
新	住 所	
	氏 名	
旧	住 所	
	氏 名	

様式第4号

受付番号	取龍 牛利	受付日	年 月 日	水栓番号	既 新
------	----------	-----	-------	------	--------

給水装置工事申込書					
茨城県南水道企業団 企業長 殿				申込日	年 月 日
工事場所					
申込者	住所				
	フリガナ		電話番号	()	
	氏名		Ⓜ		

私(申込者)は、次に掲げる事項を誓約したうえで給水装置工事を申し込みます。
 (1) 次の指定給水装置工事事業者を本工事に係る一切の代理人として選任します。
 (2) 本工事に係る利害関係人その他第三者から異議があった場合には、すべて申込者の責任において解決します。
 (3) 貴企業団により指定された工法及び構造、材料の基準に従って施工します。
 (4) 給水加入金及び手数料については、茨城県南水道企業団水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し申請します。

給水装置 工事申請者	指定給水 装置工事 事業者	指定番号	第 号		
		住所 事業者 代表者 電話番号	Ⓜ		
	給水装置工事 主任技術者	免状交付番号	第 号		
		氏名	Ⓜ		

工事種別	新設・改造・撤去	給水区分	<input type="checkbox"/> 専用 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> 私設消火栓 <input type="checkbox"/> 先行引込		
給水方式	直結・受水槽・併用式	完成予定日	年 月 日		

使用形態 ※()内に業態 等を記入す ること。	<input type="checkbox"/> 一般住宅	<input type="checkbox"/> 店舗 ()	<input type="checkbox"/> 公共施設 ()	<input type="checkbox"/> 福祉施設 ()
	<input type="checkbox"/> 二世帯住宅	<input type="checkbox"/> 事務所 ()	<input type="checkbox"/> 学校・教育施設 ()	<input type="checkbox"/> 工場 ()
	<input type="checkbox"/> 集合住宅 ()	<input type="checkbox"/> 官公庁 ()	<input type="checkbox"/> 医療施設 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

計画使用水量	1日最大	m ³	給水方式 の切替	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自家水道 既設配管切替	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
--------	------	----------------	-------------	---	----------------	---

新設管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	管種	口径 φ	mm	栓数	栓
既設給水装置 の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	管種	口径 φ	mm	栓数	栓
既設給水装置 撤去の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	管種	口径 φ	mm	栓数	栓
竣工後の 給水装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	管種	口径 φ	mm	栓数	栓

掘削範囲 宅地内・公道(国道・県道・市町道)・私道・その他()

水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	会計担当	審査	受付

添付書類	水理計算書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	材料検査申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	各種許可関係書類	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	土地改良区土地使用同意書 写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	受水槽設置届	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	受水槽廃止届	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	受水槽以下給水設備系統図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	スプリンクラー系統図	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	鉛給水管布設替依頼書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
同意・承諾書 誓約書等	土地使用承諾書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	給水管支分承諾書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	給水装置工事の同意・承諾 に係る誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既得権変更・放棄承諾書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	公図(仮換地図)・登記簿謄本	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	水量・水圧についての確認書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	水道水の水質変化に係る器 具設置についての確認書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	直結給水方式についての誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	三階直結式給水に係る誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	既設自家水道(井戸)配管切 替に係る誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	飲用地下水との混合方式による 受水槽式給水に係る誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
受水槽方式 から直結給 水方式への 切り替え	既設配管の材質確認書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	水質試験成績証明書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	塗料の浸出性能基準適合証明書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	ライニングによる更正工事 施工時の施工計画書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ライニングによる更正工事 施工状況報告書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	浸出性能確認の水質試験成 績証明書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	給水装置切り替え後の水質 等に係る誓約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※ 企業団記入欄

給水加入金	新設分給水加入金	mm	栓	円
	既得権相殺分(撤去)	mm	栓 (m ³)	円
	軽減措置等			円
	差引給水加入金	mm	栓	円
竣工後既得権				
道路占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可日	年 月 日	許可番号 第 号
	申請先	国交省・茨城県・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・利根町・その他()		
指定材料 適合検査	<input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 材料検査	材料検査又は 適合証明確認日	年 月 日	検査印 立会印
道路使用 許可日	年 月 日	公道分工事 立会日	年 月 日	

(備考)	企業団納付金			
	項目	金額	納入日	
	工事申請 手数料	専用栓・先行引込管	円	
		共用栓	共用栓	円
			共用給水装置以下の 各戸給水装置	円
	占用申請手数料	円		
	給水加入金	円		

様式第5号

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>位置図 縮尺 1/ 方位 </p> <p>※1/2500以上の精度の図を使用すること</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 60%;">品名</th> <th style="width: 15%;">形状寸法</th> <th style="width: 15%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分岐部</td> <td>水通用サドル付分水栓</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>既着コア 金金属管用</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">配管部</td> <td>PEP用金属継手 回転式分止水栓用</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>PEP (防漏浸透防止継ぎ管)</td> <td>111</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>PEP用金属継手 エルボ</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>PEP用金属継手 ロングベント*</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>PEP用金属継手 メーカー用</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手φ42(径11×径11)</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>フレキシブル継手φ38(径11×径11)</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>片富アダプター(111/2×111/2)</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>防護用 軸管</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>明示ピン</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第一止水栓</td> <td>シールリング式止水栓</td> <td></td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>止水栓</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">メーター設置部</td> <td>室内用給金製水栓(左開) ※利用地区は右開</td> <td></td> <td>基</td> </tr> <tr> <td>屋内用</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>補助止水栓(逆止弁付/ボ-ル式/弁輪機兼付)</td> <td></td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>アーターボックス</td> <td></td> <td>組</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> <small>※ 1/2500以上の精度の図を使用すること。</small> </td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	品名	形状寸法	数量	分岐部	水通用サドル付分水栓		個	既着コア 金金属管用		個	配管部	PEP用金属継手 回転式分止水栓用		個	PEP (防漏浸透防止継ぎ管)	111	m	PEP用金属継手 エルボ		個	PEP用金属継手 ロングベント*		個	PEP用金属継手 メーカー用		個	フレキシブル継手φ42(径11×径11)		個	フレキシブル継手φ38(径11×径11)		個	片富アダプター(111/2×111/2)		個	防護用 軸管		m	明示ピン		個	第一止水栓	シールリング式止水栓		m	止水栓		個	メーター設置部	室内用給金製水栓(左開) ※利用地区は右開		基	屋内用		個	その他	補助止水栓(逆止弁付/ボ-ル式/弁輪機兼付)		個	アーターボックス		組	<small>※ 1/2500以上の精度の図を使用すること。</small>				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>平面図・立面図 縮尺 1/ 方位</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">設計図</div> </div> <div style="font-size: small; margin-top: 10px;"> <p>※ 平面図については、縮尺及び方位を明示することとし、原則比尺で作図すること。</p> <p>※ 申請地の敷地については、道路境界及び隣地境界までの全ての範囲を記載するものとし、省略できないものとする。</p> <p>※ 申請地内の既設給水装置(申請地内の他系統給水装置や自家水道配管設備等)についても全て記載すること。</p> <p>※ 立面図の縮尺はフリーとすること。</p> <p>※ 平面図及び立面図で明示できないものについては、詳細図を作成すること。</p> </div> <div style="font-size: x-small; margin-top: 10px;"> <p>黒の実線………家相、地形</p> <p>赤の実線………新設管、増設管</p> <p>赤の破線………除去管、残置管</p> <p>青の実線………配水管</p> <p>青の破線………既設管、防護管</p> <p>緑の実線………自家水道既設管</p> </div>
区分	品名	形状寸法	数量																																																																	
分岐部	水通用サドル付分水栓		個																																																																	
	既着コア 金金属管用		個																																																																	
配管部	PEP用金属継手 回転式分止水栓用		個																																																																	
	PEP (防漏浸透防止継ぎ管)	111	m																																																																	
	PEP用金属継手 エルボ		個																																																																	
	PEP用金属継手 ロングベント*		個																																																																	
	PEP用金属継手 メーカー用		個																																																																	
	フレキシブル継手φ42(径11×径11)		個																																																																	
	フレキシブル継手φ38(径11×径11)		個																																																																	
	片富アダプター(111/2×111/2)		個																																																																	
	防護用 軸管		m																																																																	
	明示ピン		個																																																																	
第一止水栓	シールリング式止水栓		m																																																																	
	止水栓		個																																																																	
メーター設置部	室内用給金製水栓(左開) ※利用地区は右開		基																																																																	
	屋内用		個																																																																	
その他	補助止水栓(逆止弁付/ボ-ル式/弁輪機兼付)		個																																																																	
	アーターボックス		組																																																																	
<small>※ 1/2500以上の精度の図を使用すること。</small>																																																																				
受付番号	給水装置場所	申込者	指定給水装置工事事業者																																																																	

様式第6号

受付番号 (工事番号)	年度 給配工 第 号	受付日	年 月 日
----------------	------------	-----	-------

給配水管設備工事申込書					
茨城県南水道企業団 企業長 殿				申込日	年 月 日
工事場所					
申 込 者	住 所				
	フリガナ				電話番号 ()
	氏 名 ㊟				
<p>私(申込者)は、次に掲げる事項を誓約したうえで給配水管設備工事を申し込みます。</p> <p>(1)次の指定給水装置工事事業者を本工事に係る一切の代理人として選任します。</p> <p>(2)本工事に係る利害関係人その他第三者から異議があった場合には、すべて申込者の責任において解決します。</p> <p>(3)貴企業団により指定された工法及び構造、材料の基準に従って施工します。</p> <p>(4)給水加入金及び手数料については、茨城県南水道企業団水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し申請します。</p>					
給配水管設備 工事申請者	指定給水 装置工事 事業者	指 定 番 号 住 所 名 事 業 者 代 表 者 電 話 番 号	第 号		
	給水装置工事 主任技術者	免状交付番号 氏 名	第 号		
計画使用水量	(計算式)				1日最大 m ³
工 事 概 要	主 要 な 管 の 概 要	[管種]	[口径]	[延長]	
			mm	L = m	
			mm	L = m	
			mm	L = m	
	先行引込栓数	(1) 口径 mm × 栓	(2) 口径 mm × 栓		
	消火栓設置数	基	空気弁設置数	基	耐震貯水槽 設置数
完成予定日	年 月 日				
摘 要					

水道技術管理者	課 長	課長補佐	係 長	会計担当	審 査	受 付

添付書類	水理計算書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配水管施設の譲渡に関する契約書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	配管技能士(専門技術者)選任届	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	材料検査申請書	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	土地使用承諾書(配水管)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	公図(仮換地図)・登記簿謄本	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

※ 企業団記入欄

道路占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可日	年 月 日	許可番号	第 号
	申請先 国交省・茨城県・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・利根町・その他()				
指定材料適合検査	<input type="checkbox"/> 適合証明書 <input type="checkbox"/> 材料検査	材料検査又は適合証明確認日	年 月 日	検査印	
道路使用許可日	年 月 日	耐圧試験 立 会 日	年 月 日	立会印	

給水加入金	新設分給水加入金	mm	栓	円
	既得権相殺分(撤去)	mm	栓 (m ³)	円
	軽減措置等			円
	差引給水加入金	mm	栓	円
竣工後既得権				

手数料算定	工事申請 手数料	分岐又は布設 最大口径	口径 mm	円
		先行引込管 栓数	口径(1) mm × 栓	円
	口径(2) mm × 栓		円	
	占用申請 手数料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		円
備考				

企業団納付金		
項目	金額	納入日
工事申請手数料	円	
占用申請手数料	円	
給水加入金	円	

様式第7号

工 番	年度 船配工 番 号		
工 事 名	船 配 水 管 設 備 工 事		
工 区 間			
回 面	回 数	輪 尺	/
管 路 全 长 量 分			
管 工 時			
回 時			

様式第8号

受付番号	取 龍 牛 利	受付日	年 月 日	水栓番号	既 新
------	------------	-----	-------	------	--------

仮設工事申込書(兼設計書)

茨城県南水道企業団 企業長 殿

申込日 年 月 日

工事場所					
申込者	住所				
	フリガナ				
	氏名	電話番号	()		
給水装置 工事申請者	指定給水装置工事業者	指定番号	第 号		
	住事業代表者 電話番号				
	給水装置工事主任技術者氏名	免状交付番号	第 号		
使用目的	<input type="checkbox"/> 工事用水 <input type="checkbox"/> その他臨時用()		撤去条件	<input type="checkbox"/> 有(要事前承認) <input type="checkbox"/> 無	
完了後の給水装置の取扱い	<input type="checkbox"/> 本設給水装置へ切替 <input type="checkbox"/> 仮設給水装置撤去		メーター出庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
使用予定期間	年 月 日 ~		年 月 日		※ 最大1年間 撤去完了後の届出日まで

(備考)

位置図

【誓約事項】
 仮設工事施工に当たり、以下の事項について誓約いたします。
 1. 本設工事竣工と同時に本設給水装置へ切り替える場合には、本設工事着工前に給水装置工事の申請をおこない、承認を得てから施工します。
 2. 本工事にて設置する仮設給水装置については、本申込書にて申告した用途以外では使用いたしません。
 3. 使用の目的とする工事が完了した時は、速やかに撤去もしくは本設給水装置への切り替え手続きをおこないます。
 4. 本申込書で申告した使用予定期間内に、仮設給水装置撤去又は本設給水装置への切り替え手続きを完了します。やむを得ず使用期間の延長が生じる場合には、事前にその旨報告のうえ承認を得るものとします。
 5. 手数料については、茨城県南水道企業団水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し申請します。
 上記に示した事項を十分理解したうえで本申込みをおこない、誓約事項に違反した場合には、企業団の指示又は処分に従います。

※企業団記入欄

道路占用許可	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	許可日	年 月 日	許可番号	第 号
	申請先 国交省・茨城県・龍ヶ崎市・取手市・牛久市・利根町・その他()				
道路使用許可日	年 月 日	公道分工会立	年 月 日	立会印	

上記は仮設給水装置撤去条件(分水止め)による加入金免除を受ける場合。

企業団納付金		
項目	金額	納入日
工事申請手数料	1,000円	
占用申請手数料	円	

水道技術管理者	課長	課長補佐	係長	会計担当	審査・受付

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">立面図</div> S=FREE	指定使用材料明細			
	区 分	品 名	形状寸法	数 量
	分 岐 部	水道用ナット付分水栓		個
		密着コブ ※金属管用		個
	配 管 部	PEP継手回転式分止水栓用		個
		PEP(溶剤浸透防止管)		m
		PEP用継手エルボ		個
		PEP用継手ロングバンド		個
		PEP用継手メーター用		個
		フレキシブル継手		個
第 一 止 水 栓	片落アダプター		個	
	シールリング式乙止水栓		個	
	止水栓筐		組	
	砲金制水弁(左開) ※利根地区は右開		基	
メ ー タ ー 設 置 部	仕切弁筐 宅内用		組	
	補助止水栓(逆止弁付/ボール式/伸縮機能付)		個	
そ の 他	メーターボックス		組	

平面図	縮尺 1 /	方位
-----	--------	----

様式第9号

届出日		年	月	日
<p>設計変更 給水装置工事 届 取 消</p>				
茨城県南水道企業団 企業長 殿				
申請者	指定給水 装置工事 事業者	住 所 事業者名 代表者 電話番号	⑩	
	給水装置工事 主任技術者	免状交付番号 氏 名	第 号	⑩
受付番号		受付第 号		
受付日		年 月 日		
工事場所				
申込者				
理 由				
摘 要 ※ 設計変更の場合の 変更点等について				

水道技術管理者	課 長	課長補佐	係 長	係 員

様式第11号

様方 様

年度 起票 年 月 日
上下水道料金 過誤納金還付票

(過誤納の理由)
下記のとおり請求します 年 月 日 茨城県南水道企業団企業長 殿
下記のとおり領収しました 年 月 日 茨城県南水道企業団企業出納員 殿

お客様番号	年	月	分	支払年月日	用 途	還 付 No.
納入年月日	種 別			既 納 付 額	正 当 納 付 額	差引過誤納付額
	上 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
	下 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
上下水道 合計金額						
	上 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
	下 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
上下水道 合計金額						
	上 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
	下 水	基本 + 超過				
		消費 税 分				
		合 計 金 額				
上下水道 合計金額						
				払 戻 額	水 道 分	
					下 水 道 分	
					合 計	

連絡先 口座関係	住所 銀行名 名義人	支店名	種別 TEL	番号
-------------	------------------	-----	-----------	----

決	所 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係
裁						

様式第12号

メーター亡失（棄 損）届

年 月 日

茨城県南水道企業団
企業長 殿

申請者 住所
氏名

下記のとおり、メーターを亡失・棄損したので、茨城県南水道企業団給水条例第17条第3項の規定により届け出ます。

記

給水装置設置場所	
給水装置の種類及水栓番号	専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓 水栓番号 号
亡失・棄損した部分	
亡失・棄損の理由	

様式第13号

水道給水（開始・休止・廃止・名変）届

年 月 日

茨城県南水道企業団企業長 殿

（ 専用 ・ 共用 ）

茨城県南水道企業団水道事業給水条例並びに同条例施行規則が契約の内容となることに承諾し次のとおり届出ます。

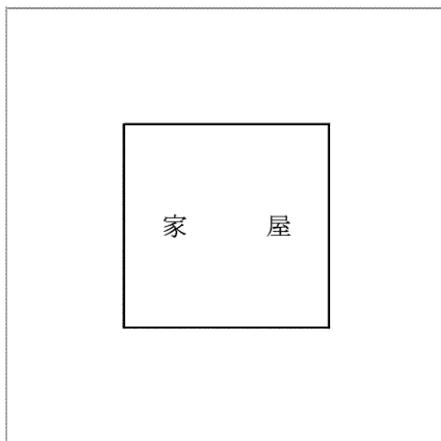
お客様番号		ブロック番号		区 分		契 約 年 月 日		実 施 年 月 日		
				新設 既設		年 月 日		年 月 日		
所在地								方書		
使用者		住所〒						方書		
		フリガナ						電 話 番 号		
		氏名						個 人 コ ー ド		
所有者 (給水装置)		住所〒						方書		
		フリガナ						電 話 番 号		
		氏名						個 人 コ ー ド		
納付書送付先 (料金支払人)		住所〒						方書		
		フリガナ						電 話 番 号		
		氏名						個 人 コ ー ド		
代理人		住所〒						方書		
		フリガナ						電 話 番 号		
		氏名						個 人 コ ー ド		
上水道項目	料金(用途)	メーター口径	メーター番号	検 満 年 月	設 置 年 月 日	指 針				
	1一般				取付	m ³				
	2臨時	mm			取外	m ³				
	使用人数	使用区分	種 別			下水区分	算定区分	処理区分	下水番号	
	1家事 4団体 7共用	1 一般住宅 7 学校 13 公衆浴場								
	2営業 5娯楽 8私設	2 集合住宅 8 医療施設								
	3浴場 6臨時	3 店舗 9 福祉施設				旧メーター最終検針	指針	井戸指針		
	受水槽	1 有 有効容量	4 事務所 10 宿泊施設						m ³	
		2 無 m ³	5 官公署 11 工場				旧メーター前回検針	指針	井戸指針	
			6 公共施設 12 娯楽施設						m ³	
下水道項目	汚 水 の 種 別		井戸水用メーターの設置有無							
	1一般用 2営業用		1 有							
	3その他()		2 無	(m ³ より開始)						
	旧メーター使用水量A		m ³							
使用水の区分		算 定 区 分			今回検針	指針	井戸指針			
1上水道							m ³	m ³		
2上水道・井戸水併用					前回検針	指針	井戸指針			
3井戸水							m ³	m ³		
4その他()							m ³	m ³		
停止方法(乙・丙・撤去)		停止年月日			年 月 日	使用水量 B		m ³	m ³	
指定給水装置工事事業者(事業者番号)					使用水量合計 A+B					
住 所					上水道料金					
事業者名					円					
TEL					下水道使用料金					
龍・取・牛・利					円					
年度 受付番号					料 金 精 算 額					
号					円					

入力チェック	データ入力

課 長	課長補佐	係 長	係 員	メーター出庫	給水係

○ 使用者附近図 (目標を記入のこと)

○ メーター位置図



- 玄関
- メーター
- × 止水栓

(茨城県南水道企業団水道事業給水条例第14条)
給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は、企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

様式第14号

私設消火栓消防演習使用届	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 殿	
水道使用者等 住所	
氏名	
下記により、消防演習に、私設消火栓を使用するのに、茨城県南水道企業団給水 条例第18条第1項第3号の規定により届け出ます。	
なお、貴企業団職員の立会いを願います。	
記	
消火栓の設置場所	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

様式第15号

消 火 栓 使 用 届	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 殿	
水道使用者等 住所	
氏名	
下記により、消火栓を消防のため使用したので、茨城県南水道企業団給水条例第 18条第2項第3号の規定により届け出ます。	
記	
消火栓の設置場所	
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで

様式第16号

給水装置（水質）検査請求書	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 殿	
申請者 住所	
氏名 印	
下記のとおり、給水装置（水質）の検査を願いたいので茨城県南水道企業団給水条例第21条第1項の規定により請求します。	
記	
給水装置設置場所	
給水装置の種類及水栓番号	専用給水装置、共用給水装置、私設消火栓水栓番号 号
検査請求の内容	

様式第17号

給水装置（水質）検査結果通知書	
年 月 日	
茨城県南水道企業団	
企業長 印	
年 月 日付けの検査請求に基づき、下記のとおり検査を行ったので、茨城県南水道企業団給水条例第21条第1項の規定により通知する。	
記	
検査実施年月日	年 月 日
検査の内容	
検査の結果	

様式第18号

上下水道使用量・料金のお知らせ

様	
年 月分 (月 日 ~ 月 日)	
お客様番号	
登録補助番号	
水道	
今回指針	m ³
前回指針	m ³
旧メーター使用水量	m ³
今回ご使用水量	m ³
水道料金	円
汚水排除量	m ³
下水道使用料	円
請求予定金額	円
(うち消費税等相当額	円)
用途	口径
mm	メーター番号
<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替ご利用の方は、 月 日に振り替えさせていただきます。 ・納付書でお支払の方は月末に発行となります。 ・下記の理由により水量を認定させていただきました。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施錠不在 <input type="checkbox"/> 犬 <input type="checkbox"/> 車の下 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 故障 <input type="checkbox"/> その他 	
連絡事項	
検針日	検針員

上下水道料金口座振替領収通知書	
年 月分 (月 日 ~ 月 日)	
使用水量	m ³
水道料金	円
汚水排除量	m ³
下水道使用料	円
合計金額	円
(うち消費税等相当額	円)
上記金額をご指定の口座より 年 月 日振り替えさせていただきました。	
◎金額を訂正したものは無効です。	
◎この通知書は5年間保存してください。	
茨城県南水道企業団	

*この用紙での料金のお支払いは出来ません。

(裏)

***企業団よりのお願い**

1. 水道メーターはいつも見やすくし、犬などはメーター付近に繋がないように御協力ください。
2. 宅地内の給水装置は使用者または所有者の管理となります。
3. 次のような場合は必ず届け出をお願いします。
 - 使用を開始、又は中止するとき
 - 転居等により使用しないとき
 - 使用者、所有者の名義が変わるとき
 - 各種の営業での使用をやめたとき

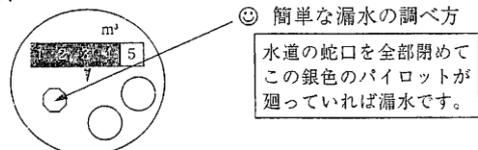
◇審査請求◇

下水道使用料については、当該する行政団体等にお問い合わせください。

◎漏水にご注意

★配管が古くなったり、凍結などにより地中や床下で漏水することがあります。自宅の蛇口を全部しめて、水道メーターのパイロットが回っている場合は漏水している可能性があります。

★漏水等を発見した場合上水道については、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください



※クレジットカードで、継続的にお支払い頂くこともできます。申し込みは、Yahoo! JAPANホームページにて「公金支払い!」と検索してください。

茨城県南水道企業団
龍ヶ崎市長山1丁目5-2
電話0297(66)5131(代表)
電話0297(66)5132(業務課)

ホームページのご利用はこちらまで

<https://www.ibananww.ne.jp/>

上下水道料金のお支払いは、便利で簡単な口座振替をおすすめします。

様式第19号

水道料金減免申請書

受付第 号
年 月 日

茨城県南水道企業団
企業長 殿

申請者
住 所
氏 名
電 話 ()

下記の理由により、水道料金の減免を申請いたします。

給水装置の場所						
使 用 者						
所 有 者						
お客様番号	号	処 理 日	年	月	日から	
					日まで	
メーター番号	号	今回指針				m ³
		前回指針				m ³
口 径	φ m/m	減免水量				m ³
用 途		減 免 月	年	月	分	

理 由 _____

決 裁

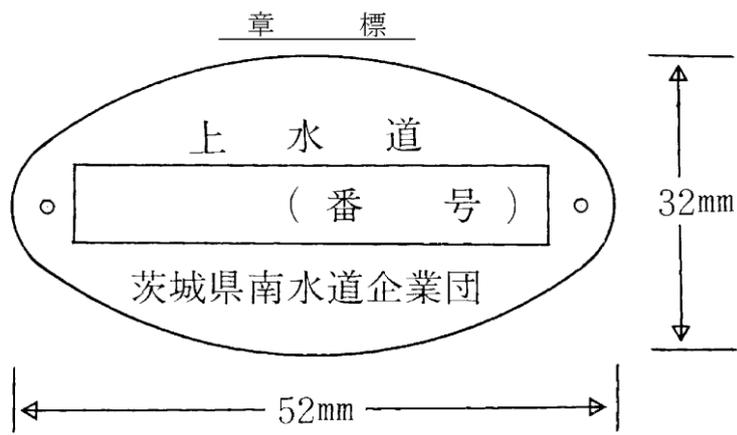
所 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

調 定

様式第22号

給 水 工 事 許 可 証				↑ 50mm		
受 付 番 号	第	号	承 認 番 号	第	号	✕ 40mm
受 付 年 月 日	年 月 日					✕ 40mm
工 事 場 所						✕ 40mm
申 請 者						✕ 40mm
指 定 工 事 業 者	TEL ()					✕ 40mm
茨城県南水道企業団企業長 印						↑ 50mm
←————— 340mm —————→						↓

様式第24号



様式第25号 削除

様式第26号 削除

様式第27号

様方 様

上下水道料金 変更通知書
(変更理由)

水道料金等を下記のとおり変更通知してよろ
しいかお伺いします。

年 月 日

更正 No.		茨城県南水道企業団企業長		
お客様番号	年 月 分	使用 者 名		
水 栓 所 在				
		変 更 前	増 減	変 更 後
変 更 事 項	用 途			
	口 径			
	前 回 指 針			
	取 外 指 針			
	取 付 指 針			
	今 回 指 針			
	下 水 前 回 指 針			
	下 水 取 外 指 針			
	下 水 取 付 指 針			
	下 水 今 回 指 針			
	水 量			
	汚 水 量			
料	A 上 水 基 本 料 金			
	B 上 水 超 過 料 金			
	C 上 水 消 費 税 分			
	D 下 水 基 本 料 金			
	E 下 水 超 過 料 金			
	F 下 水 消 費 税 分			
	G 水 道 料 金 合 計 (A+B+C)			
金	H 下 水 道 料 金 合 計 (D+E+F)			
	I 合 計 料 金 (G+H)			

		変 更 後	納 付 済 額	差 引 過 不 足 額
水 道 料 金				
下 水 道 使 用 料 金				
合 計 料 金				

決 裁	所 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係

様式第28号

上・下水道料金 預金口座振替依頼書 (金融機関控)
自動払込利用申込書

取扱金融機関

銀行・農協
金庫・組合 店御中

私が茨城県南水道企業団に納付する上下水道料金等を口座振替（自動払込）により納付したいので裏面事項確約のうえ依頼します。

収納企業名	茨城県南水道企業団	年 月 日
-------	-----------	-------

ゆうちょ銀行以外の金融機関			
銀行・農協 金庫・組合	本店 支店	科 目	口座番号 (右づめで記入)
		1. 普 通 座 2. 当 座	

ゆうちょ銀行		通 帳 記 号		通帳番号 (右づめで記入)	
種目コード	契約種別 コード	の			
1 6 6	2 2				
払 込 先 口座番号	払 込 先 加入者名		茨城県南水道企業団		
払 込 開 始 月	年 月 振替 (払込) 分 から		払 込 日	毎月7日 (休日の場合は翌営業日)	

※ ゆうちょ銀行以外の金融機関又はゆうちょ銀行のどちらか一方に記入してください。
※ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

口座名義人	住 所	〒 — (アパート名・マンション名・部屋番号等もご記入ください。)	お 届 印 ○ 2、3枚目にも 押印ください
	フリガナ	TEL ()	
	氏 名		

金融機関使用欄 (不備返却事由) ※ゆうちょ銀行は除く 1. 預金取引なし 2. 記載事項等相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義) 3. 印鑑相違 4. その他 ()	検 印	印鑑照合	受 付 印	取扱店日附印

フリガナ				
使用者名				
使用場所	〒 — (アパート名・マンション名・部屋番号等もご記入ください。)	お客様番号		
		※		
連絡先 電話番号	自 宅	—	—	
	携 帯	—	—	

※お客様番号 (水栓番号) は検針票又は領収証を見て記入して下さい。

(裏)

確約事項

1. 私が支払うべき上下水道料金を貴店に請求書が送付された時は、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引き落としのうえお支払い下さい。
2. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または預金規定にかかわらず当座小切手の振出または預金通帳および預金払戻請求書の提出などいたしませんから貴店所定の方法で処理下さい。
3. 指定預金残高が振替日において納入通知書の金額に満たないときは、私に通知することなく、納入通知書を返却されても異議はありません。
4. この預金振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知されることなく解除されても異議ありません。
5. この取扱いについて、かりに紛議が生じても貴店には迷惑をかけません。

取扱金融機関一覧表



※上記の金融機関の各本店・支店で取扱っております。

○手続きの方法

金融機関→依頼書にご記入のうえ、金融機関の窓口にご持参ください。

依頼書は内容確認後に当該金融機関より県南水道に送付され登録されます。

県南水道→依頼書にご記入のうえ、県南水道宛に郵送してください。

依頼書は県南水道から金融機関に送付した後、内容確認後に当該金融機関より県南水道に送付され登録されます。

※郵送でお申し込みの際、3枚目を取りはずして大切に保管してください。お客様控えとなります。

○手続きの際必要なもの

通帳と印鑑（通帳に登録のもの）

使用水量のお知らせ票または納付書兼領収書（お客様番号がわかるような物）

※初めてのご使用、紛失された方はなくても可

（お問い合わせ先）茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市長山1丁目5-2

TEL (0297) 66-5131 (代)

FAX (0297) 66-3142

料金について TEL (0297) 66-5132 (業務課)

様式第29号

上水道 集合住宅等新設届

年 月 日

茨城県南水道企業団企業長 殿

茨城県南水道企業団水道事業給水条例第13条及び第18条の規定により次のとおり届出ます。

建物情報	名称				
	所在地			ブロック番号	
所有者 (給水装置)	住所	〒			
	フリガナ				
	氏名				
	TEL		個人コード		
指定給水装置 工事事業者	住所	〒			
	フリガナ				
	氏名	指定番号	第	号	
	TEL		個人コード		
管理者	住所	〒			
	フリガナ				
	氏名				
	TEL		個人コード		
受水槽	口径	mm	有効水量	m ³	

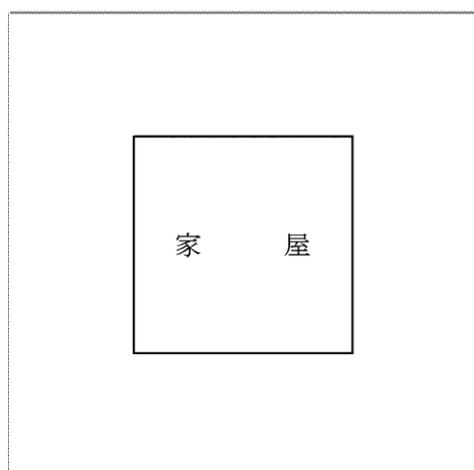
※詳細は別表添付

入力チェック	データ入力

課長	課長補佐	係長	係員	メーター出庫	給水係

○ 使用者附近図 (目標を記入のこと)

○ メーター位置図



- 玄関
- メーター
- × 止水栓

